

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。	

「協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
調整の内容	<p>1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。</p>

14

幕別町			更別村			忠類村			調整の具体的内容
現況（平成16年4月現在）			現況（平成16年4月現在）			現況（平成16年4月現在）			
【職員の定数及び職員数】			【職員の定数及び職員数】			【職員の定数及び職員数】			
定数内職員数			定数内職員数			定数内職員数			
区分	条例定数	実配置	区分	条例定数	実配置	区分	条例定数	実配置	
町長の事務部局	199人	189人	村長の事務部局	77人	71人	村長の事務部局	45人	44人	
議会の事務部局	4人	4人	議会の事務部局	2人	2人(1)	議会の事務部局	2人	2人	
選挙管理委員会	1人	0人(6)	選挙管理委員会	-人	0人(5)	選挙管理委員会	-人	0人(6)	
監査委員の事務部局	1人	1人	監査委員の事務部局	-人	0人(2)	監査委員の事務部局	-人	0人(2)	
農業委員会の事務部局	5人	4人	農業委員会の事務部局	3人	3人	農業委員会の事務部局	2人	2人	
教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	35人	30人	教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	17人	14人	教育委員会の事務部局 (学校・その他教育機関の職員を含む)	7人	6人	
東十勝消防事務組合 幕別支署派遣	-人	1人	南十勝消防事務組合 更別支署派遣	-人	1人				
計	245人	229人	計	99人	91人	計	56人	54人	
			374人（実配置）						()内は兼務

現況（平成16年4月現在）

調整の具体的内容

幕別町

更別村

忠類村

【職員の種類】

事務吏員

部長、室長、課長、参事、所長、次長、主幹、場長、副所長、係長、副主幹、職長、主査、主任、主事

技術吏員

部長、課長、所長、副所長、主幹、主任技師、係長、技師長、保育所長、保育士長、栄養士、職長、主査、主任、技師、保健師、保育士、車両技師、汽缶技師、飼育技師、営繕技師、業務員、用務員

その他の職員

主事補、技師補、保育士、栄養士、技手、業務員、用務員、業務補、用務補

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号給
短大卒 1 級 9 号給
高校卒 1 級 7 号給

【職員の種類】

吏員

参事、所長、事務長、主幹、看護総師長、主査、看護師長、主任、主事、技師、生活相談員、機能訓練指導員、栄養士、エックス線技師、検査技師、運転技術員、保健師、看護師、准看護師

その他の職員

主事補、技師補、生活相談員、機能訓練指導員、栄養士、エックス線技師、検査技師、運転技術員、看護師、准看護師

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号俸
短大卒 1 級 10 号俸
高校卒 1 級 8 号俸

【職員の種類】

吏員

課長、ふれあいセンター福寿所長、在宅介護支援センター所長、高齢者生活福祉センター施設長、主幹、係長、主査、主任、主事、技師

その他の職員

主事補、技師補、自動車運転手、事務生、公務補

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号俸
短大卒 1 級 9 号俸
高校卒 1 級 7 号俸
中学卒 1 級 2 号俸

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定型的な職務を行う職務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 主任の職務</p> <p>5級 係長、副主幹、主査の職務 特に困難な業務を行う主任の職務</p> <p>6級 主幹、次長、場長、副所長の職務 特に困難な業務を行う係長、副主幹、主査の職務</p> <p>7級 課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長、場長、副所長の職務</p> <p>8級 部長、室長、支所長、議会事務局長の職務 重要な業務を行う課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務</p>	<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定期的な職務を行う業務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 主任等の職務</p> <p>5級 主査、看護師長及び相当困難な業務を行う主任の職務</p> <p>6級 主幹の職務及び相当困難な業務を行う主査、看護師長の職務</p> <p>7級 参事、教育次長、議会及び農業委員会の事務局長、事務長及び所長の職務（以下参事等という。）相当困難な業務を行う主幹の職務</p> <p>8級 相当困難な業務を行う参事等の職務</p>	<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定型的な業務を行う職務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 係長、主査及び主任の職務</p> <p>5級 重要な業務を所掌する係長等及び主任の職務</p> <p>6級 主幹の職務及び特に重要な業務を所掌する係長等の職務</p> <p>7級 課長、議会及び農業委員会の事務局長、教育次長、学校給食センター所長及び重要な業務を所掌する主幹の職務</p> <p>8級 重要な業務を所掌する課長等の職務</p>	

現況（平成16年4月現在）

調整の具体的内容

幕別町	更別村	忠類村	
<p>【諸手当】 管理職手当 部長職 15% 課長職 12% 課長相当 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 16,000円</p> <p>借家・借間 月額8,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額23,000円以下の家賃の場合 8,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に15,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	<p>【諸手当】 管理職手当 参事相当職 12% 主幹 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 15,000円 （取得後5年間は17,500円）</p> <p>借家・借間 月額6,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額20,000円以下の家賃の場合 6,000円を控除した額 ・月額20,000円を超える家賃の場合 20,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が9,000円を超えるときは9,000円）に14,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	<p>【諸手当】 管理職手当 課長相当職 12% 主幹 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 11,000円</p> <p>借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に11,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15 宿日直手当 勤務1回につき4,200円 常直的な宿日直勤務の額 ・月の2分の1を越えて勤務した場合 21,000円 ・月の2分の1に満たない場合 10,500円 通勤手当 町独自(1,900円～10,900円) 単身赴任手当 支給要件のみ国の基準と同じ (23,000円～68,000円) 特殊勤務手当 該当なし	期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15 宿日直手当 役場施設等 4,200円 診療所 医師 10,800円 看護師等 7,200円 通勤手当 国の基準と同じ 単身赴任手当 該当なし 特殊勤務手当 (1) X線作業手当 5,000円/月 (2) 除雪作業手当 1,000円/日 (3) 伝染病防疫作業手当 500円/日 (4) 徴収・滞納処分従事手当 500円/日	期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15 宿日直手当 勤務1回につき 4,200円 通勤手当 該当なし 単身赴任手当 該当なし 特殊勤務手当 (1) 遠隔地勤務手当 20,900円/月	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(\text{給料月額} \times 12) \div ((1\text{週間当たりの勤務時間}[38.75\text{時間}]) \times 52)$</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の25を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜勤手当 国の基準と同じ25/100。</p>	<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(\text{給料月額} \times 12) \div ((1\text{週間当たりの勤務時間}[38.75\text{時間}] \times 52) - \text{休日に係る勤務時間})$ 上記休日とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の35を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜勤手当 国の基準と同じ25/100</p>	<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(\text{給料月額} \times 12) \div ((1\text{週間当たりの勤務時間}[38.75\text{時間}]) \times 52)$</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の25を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜間勤務手当 国の基準と同じ25/100</p>	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【退職勧奨制度】 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者</p> <p>(1) 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者で、後進に道をゆずる場合</p> <p>(2) 希望退職募集期間内（5月1日から5月31日）に申し出た場合</p> <p>(3) その他町長が必要と認めた場合</p> <p>勧奨の時期及び方法</p> <p>(1) 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出</p> <p>(2) 勧奨は、その年度の6月30日までに行う</p> <p>退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 3号給の特別昇給</p> <p>ア 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。</p> <p>イ 1号給以外の特別昇給については退職日とする。</p> <p>ウ 退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。</p>	<p>【退職勧奨制度】 対象者 50歳以上59歳以下で勤続期間10年以上</p> <p>事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 ・その他人事管理上、任免権者が必要と認めた場合 <p>勧奨の時期及び方法 当該年度の7月末までに願い出があった場合に退職の承認をおこなう。（特別の事情がある場合はその都度）</p> <p>退職の時期 当該年度の末日。（特別の事情があると認めるときはこの限りでない。）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 55歳以上59歳以下 勤続20年以上 3号俸以内</p> <p>(2) 55歳以上59歳以下 勤続10年以上 2号俸以内</p> <p>(3) 50歳以上54歳以下 勤続10年以上 3号俸以内</p>	<p>【退職勧奨制度】 対象者 勤続期間20年以上、当該年度において年齢が58歳に達する者。（特殊な事由のある者55歳以上）</p> <p>事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 ・主幹以上の職にある者で、後進に道を譲る場合 ・その他村長が特に必要と認めた場合 <p>勧奨の時期及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧奨をするときは、毎年5月1日までに文書で行う ・勧奨を受けた職員は、その日から30日以内に回答 <p>退職の時期 当該年度の末日。（職員の願い出により随時退職を承認することができる。）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 58歳以下 2号俸</p> <p>(2) 56歳以下 3号俸</p>	

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。

給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

西東京市(東京都)

2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、計画的に類似団体の規模に近づけるものとする。

新町における職名、職階、給与制度については、国、他の自治体の例を参考に、合併時まで調整し、統一する。

ふ じ か わ く ち こ ま ち
富士河口湖町(山梨県)

- 1 . 河口湖町、勝山村及び足和田村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- 2 . 上九一色村の一般職の職員については、分村のため、合併時までに調整し、新町に引き継ぐ。
- 3 . 河口湖南水道企業団の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- 4 . 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 5 . 職名及び任用基準については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- 6 . 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

い な べ 市 (三 重 県)

- 1) 4 町の一般職の職員及び西員弁清掃組合の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。
- 4) 給与については、職員の処遇及び給料の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については合併後速やかに給料の格差是正を行なう。